

○大隅肝属広域事務組合負担金条例

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合条例第1号

改正 平成22年8月3日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、大隅肝属広域事務組合同規約（平成21年3月2日指令市町村第88号。以下「規約」という。）第14条第2項に規定する大隅肝属広域事務組合（以下「組合」という。）構成市町が負担する負担金（以下「負担金」という。）についてその割合等を定めることを目的とする。

(負担金割合等)

第2条 負担金の当組合構成市町間の割合（以下「負担金割合」という。）は、各事務内容ごとに別表のとおり定めるものとする。

2 議会及び監査委員に係る経費、組合の一般管理に係る経費、その他規約第3条の共同処理する事務の経費の区分には区分できない経費を共通経費とする。

3 第1項に規定するもののほか、特別な経費については、関係市町が協議して負担の方法を定める。

(納期等)

第3条 負担金の納期及び納期ごとの額は、管理者が別に定める。

2 管理者は前項の納期及び納期ごとの額をあらかじめ関係市町に通知するものとする。

(負担金割合の事前協議)

第4条 新たな組合事務の追加及び既存の事務の見直し等を行う場合、管理者は、その都度組合構成市町と事前に負担金割合等を協議しなければならない。

(負担金の軽減)

第5条 組合は、その事務を広域的にとらえ、効率的運営を行い、もって負担金の軽減を図るよう努めなければならない。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年8月3日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大隅肝属広域事務組合負担金条例の規定は、平成22年度分以降の負担金の算定から適用する。

別表

区 分	関係市町	負担金割合
火葬場施設の設置及び管理運営に関する経費	鹿屋市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町	基本割 10% 人口割 40% 利用者割 50%
介護認定審査会の審査判定業務に関する経費	鹿屋市、垂水市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町	基本割 20% 老年人口割 60% 財政割 10% 実績割 10%
市町村審査会の審査判定業務に関する経費	鹿屋市、垂水市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町	基本割 20% 手帳所持者割 60% 財政割 10% 実績割 10%
廃棄物の処理及びこれに要する施設の設置及び管理運営に関する経費	鹿屋市、垂水市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町	基本割 10% 人口割 40% 実績割 50%
共通経費	鹿屋市、垂水市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町	共通経費を除く負担金総額に占める各関係市町の負担金割合

備考 1 火葬場施設の設置及び管理運営に関する経費

(1) 基本割

ア 鹿屋市 当該年度に係る火葬場施設の設置及び管理運営に関する総事業費から負担金以外の収入を差し引いた額（以下「火葬場負担金算定基礎額」という。）の100分の10に相当する額に11分の4を乗じて得た額

イ 錦江町、南大隅町及び肝付町 火葬場負担金算定基礎額の100分の10に相当する額に11分の2を乗じて得た額

ウ 東串良町 火葬場負担金算定基礎額の100分の10に相当する額に11分の1を乗じて得た額

(2) 人口割

火葬場負担金算定基礎額の100分の40に相当する額に関係市町の直近の国勢調査による人口割合を乗じて得た額

(3) 利用者割

火葬場負担金算定基礎額の100分の50に相当する額に関係市町の前々年度の利用者数の割合を乗じて得た額

2 介護認定審査会の審査判定業務に関する経費

(1) 基本割

ア 鹿屋市 当該年度に係る介護認定審査会の審査判定業務に関する総事業費から障害者自立支援法に係る負担金を除く負担金以外の収入を差し引いた額（以下「介護保険負担金算定基礎額」という。）の100分の20に相当する額に12分の4を乗じて得た額

イ 錦江町、南大隅町及び肝付町 介護保険負担金算定基礎額の100分の20に相当する額に12分の2を乗じて得た額

ウ 垂水市及び東串良町 介護保険負担金算定基礎額の100分の20に相当する額に12分の1を乗じて得た額

(2) 老年人口割

介護保険負担金算定基礎額の100分の60に相当する額に関係市町の直近の国勢調査による65歳以上の人口割合を乗じて得た額

(3) 財政割

介護保険負担金算定基礎額の100分の10に相当する額に関係市町の前々年度の基準財政需要額の割合を乗じて得た額

(4) 実績割

介護保険負担金算定基礎額の100分の10に相当する額に関係市町の前々年度の介護認定審査会への審査件数の割合を乗じて得た額

3 市町村認定審査会の審査判定業務に関する経費

(1) 基本割

ア 鹿屋市 当該年度に係る市町村審査会の審査判定業務に係る額（以下「障害者総合支援負担金算定基礎額」という。）の100分の20に相当する額に12分の4を乗じて得た額

イ 錦江町、南大隅町及び肝付町 障害者総合支援負担金算定基礎額の100分の20に相当する額に12分の2を乗じて得た額

ウ 垂水市及び東串良町 障害者総合支援負担金算定基礎額の100分の20に相当する額に12分の1を乗じて得た額

(2) 手帳所持者割

障害者総合支援負担金算定基礎額の100分の60に相当する額に関係市町の前々年度3月31日現在の障害者手帳保持者の人口割合を乗じて得た額

(3) 財政割

障害者総合支援負担金算定基礎額の100分の10に相当する額に関係市町の前々年度の基準財政需要額の割合を乗じて得た額

(4) 実績割

障害者総合支援負担金算定基礎額の100分の10に相当する額に関係市町の前々年度の市町村審査会への審査件数の割合を乗じて得た額

4 廃棄物の処理及びこれに要する施設の設置及び管理運営に関する経費

(1) 基本割

ア 鹿屋市 当該年度に係る廃棄物の処理及びこれに要する施設の設置及び管理運営に関する総事業費から負担金以外の収入を差し引いた額（以下「廃棄物処理負担金算定基礎額」という。）の100分の10に相当する額に12分の4を乗じて得た額

イ 錦江町、南大隅町及び肝付町 廃棄物処理負担金算定基礎額の100分の

10に相当する額に12分の2を乗じて得た額

ウ 垂水市及び東串良町 廃棄物処理負担金算定基礎額の100分の10に相当する額に12分の1を乗じて得た額

(2) 人口割

廃棄物処理負担金算定基礎額の100分の40に相当する額に関係市町の直近の国勢調査による人口割合を乗じて得た額

(3) 実績割

廃棄物処理負担金算定基礎額の100分の50に相当する額に関係市町の前々年度のごみ処理量の割合を乗じて得た額